須坂市農業委員会 令和2年7月31日総会 議事録

- 1 招集 令和2年7月31日(金)午後3時
- 2 開会 令和2年7月31日(金)午後3時
- 3 閉会 令和2年7月31日(金)午後3時50分
- 4 場所 須坂市議会第4委員会室
- 5 出席した農業委員 (14人)

出席した農地利用最適化推進委員(7人)

| 会長 | 14番 | 神林利彦 | 農業委員 | 6番 | 上原昌雄 | 推進委員 | 15番 | 丸山 | 輝幸 |
|--------|-----|------|------|-----|------|------|-----|----|----|
| 会長職務代理 | 13番 | 田中郁男 | IJ | 7番 | 市村修一 | " | 16番 | 坂田 | 学 |
| 農業委員 | 1番 | 原千賀子 | IJ | 8番 | 斎藤 稔 | " | 17番 | 春原 | 等 |
| " | 2番 | 松田かよ | IJ | 9番 | 春原 博 | " | 18番 | 中村 | 嘉博 |
| " | 3番 | 神林秀明 | IJ | 10番 | 小林 昇 | " | 19番 | 櫻井 | 清一 |
| JJ | 4番 | 返町 惇 | IJ | 11番 | 山岸幸子 | " | 20番 | 竹前 | 清孝 |
| IJ | 5番 | 小林郁雄 | IJ | 12番 | 神林清治 | " | 21番 | 大澤 | 敏志 |

- 6 欠席した農業委員 なし 欠席した農地利用最適化推進委員 なし
- 7 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について (→農業委員会許可)
 - 議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について (市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴わない転用許可申 請→知事許可)
 - 議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について (市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴う転用許可申請→ 知事許可)
 - 議案第 14 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の 決定について(利用権設定→市の公告)
 - 報告第8号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利変動を伴う転用の届出→農業委員会の受理通知)
- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 丸山孝幸 農地係主査 増村穣亮

- 9 須坂市説明員
 - 産業振興部農林課長補佐 横田宏樹 農政係主査 土屋大輔
- 10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会7月総会を開会いたします。

本日の会議につきましては、農業委員総数 14 人中、全員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長と

なり、議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行でお願いいたします。なお、発言の際は挙手をして、議長の指名を受けた後、起立して発言してください。

議長

ご苦労様です。

連日の雨で農作物の影響も心配されるわけですが、7月総会にご参集いただきありがとうございます。

農業委員さん及び推進委員さんにおかれては初めての議案審議となりますが、先 般の研修会で学んだことを思い出しながら慎重審議をお願いします。

議長

7月提出分の4議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。 それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会 会議規則第 14 条の規定により、1 番原千賀子委員、2 番 松田かよ委員をご指名申し上げます。

議長

それでは、議案第 11 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する決定 について」申請件数 13 件を議題といたします。

事務局の説明を願います。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長 13番 次に、地区担当の農業委員さんで補足説明がございましたらお願いいたします。 2番から13番までの議案について補足します。

申請地ですが標高が約 660mの高地にあり、トラクターでの旋回もしたくないような傾斜地で、ほとんどが遊休荒廃農地でした。申請人は元々建設業で地区の遊休農地を何とかしたいということから、土地を借りて耕作地とするため造成していましたが、所有者から売却の要望がありましたので購入するものです。

また、神社東側の農地についてですが、年中湧水が湧いていて湿地田で遊休化しています。これも同様に地区から何とかならないかという相談があって今回購入することになったものです。

10番

No.1 についてですが、2年ほど前に譲渡人の自宅を購入されて大阪から転入された方で、地域の作業にも積極的に参加されていて大変よくやってもらっています。 若い方ですが、これからも地区に住み続けたいとおっしゃっていますのでよろしくお願いします。

議長

推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長

ないようですので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

8番

議案書についてですが、議案書の一覧表に議案番号を振ってないのがありますが、 議案番号としては2番だと思いますが、振っていないのはなぜですか。

事務局

議案番号としては2番になりますが、番号を振ってしまうと混乱してしまうのではないかと思い、番号は降りませんでした。

8番

議案番号を入れていただいた方がわかりやすいと思います。

次の質問ですが、議案の2番から13番まで何を作るか計画はあるのですか。

事務局

今回の計画の内、83 アールについては平成30年4月に利用権設定により既に譲受人が借りていた農地で、その時の営農計画によると野菜とワラビの栽培を計画しています。

13番

補足して説明します。申請地ですが上の方は酸性が強すぎて売り物にならない状況ですので石灰を入れて土壌改良したいということです。また、下の方の農地ですが土壌も悪くはないのできちんと野菜を作っていきたいということです。

5番

農地法で申請する以上は営農計画をもっときちんとすべきだと思います。譲受人は土建業を営んでいますがきちんと耕作ができるのか、営農計画をはっきり示していただきたい。

事務局

より詳細な営農計画を提出するよう指導いたします。

議長

推進委員さんで何かございますか。

議長ないようでありますので、採決いたします。

議案第 11 号の 13 件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手多数であります。

よって、議案第11号の13件については許可と決定しました。

議長 次に、議案第12号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決 定について」申請件数1件を議題といたします。

事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長以上で説明が終りました。これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

推進委員さんで何かございますか。

議長ないようでありますので、採決いたします。

議案第12号の1件について、意見可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第12号の1件については意見可と決定しました。

議長 次に、議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見 決 定について」申請件数2件を議題といたします。

事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長以上で説明が終りました。これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

推進委員さんで何かございますか。

議長ないようでありますので、採決いたします。

議案第 13 号の 2 件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第13号の2件については意見可と決定しました。

議長 次に、議案第 14 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数 9 件を議題といたします。

事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

(議案第14号9件のうち申請者の都合によりNo.9が取下げ)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

3番 №.5の申請者の経営内容を教えてください。

事務局 (営農計画により説明)

議長 推進委員さんで何かございますか。

議長ないようでありますので、採決いたします。

議案第14号の8件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第14号の8件については、決定とすることに決しました。

議長 以上で審議案件は終了いたしました。

次に、報告に移ります。

報告第6号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」報告件数2件について事務局の説明を願います。

はじめに報告第6号のNO,1について、報告願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長この件について、ご質問はございませんか。

次に、報告第6号のNO,2について、報告願います。

なお、この案件につきましては、須坂市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、議席番号 12 番委員の退席をお願いします。

なお、報告後は着席を認めます。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長この件について、ご質問はございませんか。

ないようですので、12番委員の着席を認めます。

以上で報告を終わります。

これをもちまして、7月総会を閉会といたします。

ご苦労様でした。